## 徳島県医療人材育成機関認証制度申請についてのQ&A

質問1:「人材育成の取組内容が分かる資料」には、規定の様式はありますか。 また、どのような資料が必要ですか。

回答1:特に様式の定めはなく、任意様式となっております。 徳島県医療人材育成機関認証申請書(様式第1号)の4の項目にあるように、実習施設の承諾書の写し等の臨地実習指導受入状況の内容が確認できるもの(※1)に加え、貴施設における人材育成(学生の臨地実習指導受入れ以外も含む)に関する取り組みの概要や実績、組織体制等のわかる資料(既存資料の写しで良い)(※2)を提出してください。

<提出をお願いしている書類の例>

( \* 1 )

- ・臨地実習の協力に関する協定書、契約書、承諾書等の写し(3年分)
- ・施設における実習学生の配置が分かる書類

( % 2 )

- ・施設における教育担当者の配置が分かる組織図
- ・実習指導者講習会の修了者一覧(修了証書の写しでも可)
- ・施設における年間の教育計画が分かる書類

質問2:今回認証された場合、認証期間はいつまでですか。

回答2:認証期間は3年後の年度末までとなりますので、令和7年度に認証された場合は、令和8年度から令和10年度末(2029年3月末日)までとなります。

質問3:認証期間を更新したい場合は、どのような手続きが必要ですか。

回答3:認証期間を更新するためには、再認証のための手続きが必要です。「徳島県医療人材育成機関認証申請書」(様式第1号)及び人材育成の取組内容が分かる資料を、認証期間満了日の6か月前までに事務局に提出してください。

質問4:再認証の申請手続きをせずに認証期間を過ぎるとどうなりますか。

回答4:前回認証から3年を経過した場合には「認証更新審査中医療機関等」 とし、前回認証から4年を経過した時点で再認証が決定されていない 場合には自動的に認証を失効します。